

「テレワークトップランナー2023」 募集実施要領

1 目的

テレワークは、ICT を利用し、時間や場所を効果的に活用して柔軟な働き方を実現するツールであり、子育て世代やシニア世代、障がいのある方も含め、国民一人一人のライフステージや生活スタイルに合った柔軟な働き方を実現するものです。少子高齢化の急速な進展による生産年齢人口の減少が大きな社会的課題となる中、労働人口の確保と労働生産性の向上が必要不可欠であり、テレワーク普及の重要性は増えています。

総務省では、テレワークの普及促進のため、先行事例の収集・表彰を行っています。平成 27 年度から、テレワークの導入・活用を進めている企業・団体を「テレワーク先駆者」とし、その中から十分な実績を持つ企業・団体等を「テレワーク先駆者百選」として毎年公表してきました。また、平成 28 年度には「テレワーク先駆者百選 総務大臣賞」を創設し、「テレワーク先駆者百選」の中から特に優れた取組を表彰してきました。

テレワークは今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、その有用性が社会に認識され、多くの企業・団体等において活用されるようになりました。本年においては、このような状況を踏まえ、テレワークの制度導入や十分な活用実績に留まらず、テレワークの活用による経営効果の発揮、テレワーク時のコミュニケーション面の課題解決、地域産業の活性化や地域情報化の推進等の地域課題解決への寄与につながる取組を実施しており、その内容が優れている企業・団体を「テレワークトップランナー2023」として選定・公表し、その中から特に優れた取組を「テレワークトップランナー2023 総務大臣賞」として表彰します。

2 募集概要

(1) 募集対象者

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク（外出先での勤務）又はサテライトオフィス勤務等）が就業規則等に定められている企業・団体（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）、特定非営利活動法人、都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体）。

なお、応募時点までの過去 1 年間において、労働関連法令等に関して重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると判断される方並びに公序良俗に反する事業を行っている方のご応募はお断りいたします。

(2) 応募方法

総務省 Web サイト「テレワークの推進」ページ
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/) に掲載する応募フォームリンクにアクセスし、必要事項等をご記入の上、ご応募ください。

(3) 募集期間

令和 5 年 6 月 6 日（火）～令和 5 年 7 月 31 日（月）【必着】

(4) 審査等

ア 審査方法

「テレワークトップランナー2023」は、審査基準（別紙3）をもとに、外部有識者等による審査を経て選定します。「テレワークトップランナー2023 総務大臣賞」については、「テレワークトップランナー2023」選定企業・団体の中から、特に優れた取組を行っている企業・団体を外部有識者等による審査会にて選定し、その結果を踏まえて決定します。

（審査項目の概要）

- ①テレワークの十分な利用実績：
従業員が実際にテレワークを行った十分かつ定期的な実績があること
- ②テレワークによる以下に該当する取組（複数項目選択可）：
 - 「テレワークの活用による経営効果の発揮」
（例）テレワークの積極的な導入・活用による、生産性向上や、従業員エンゲージメントの向上、離職率低下、求人への応募者増、残業時間短縮やオフィス移転によるコスト縮減など
 - 「テレワーク時のコミュニケーション・マネジメント面の課題解決」
（例）ICT ツールの積極的な導入・活用による、社内コミュニケーションの円滑化やマネジメント面の取組強化など
 - 「地域産業の活性化や地域情報化の推進等の地域課題解決への寄与につながる取組」
（例）地域の IT 人材育成、地域産業の活性化、地域の情報化の推進など

イ その他

- ・ 必要に応じて事務局によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。
- ・ 審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- ・ お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- ・ 提出いただいた書類は、審査に限定して使用し、事務局において厳正に管理します。

(5) 審査結果の公表

令和5年10月頃に総務省ホームページ等で公表する予定です。「テレワークトップランナー2023 総務大臣賞」に選定された企業・団体は、令和5年11月27日（月）に開催予定の表彰式にて表彰を行う予定です。なお、表彰式は厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」及び地方創生担当大臣賞「地方創生テレワークアワード」の表彰式と合同で開催する予定です。

(6) 受賞企業・団体の取組の周知

「テレワークトップランナー2023 総務大臣賞」受賞企業・団体には、メディアからの取材に応じていただき、その取組を広く発信することを予定しています。情報発信媒体は、新聞等のマスメディアや就職・転職情報を取扱うメディア等を予定しており、決定後にテレワーク月間 HP (<https://teleworkgekkan.go.jp>) にて周知をいたします。

(7) ロゴの付与

「テレワークトップランナー2023」選定企業・団体には、総務省から「テレワークトップランナー2023」に選定されたことを示すロゴマークを付与して、名刺での表示等、使用できることとします。

(8) その他

- ・ 応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公表企業・団体の取組は、全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。

(9) 問合せ先

本募集に関する問合せは、テレワークトップランナー2023 事務局宛てにご連絡ください。

テレワークトップランナー2023 事務局

Email : telework@ml.soumu.go.jp